別表第１（第４条から第７条まで関係）

第１表

原価等の分類及び算定方法（営業費等）

⑴　比較査定対象ネットワーク費用

項　　目	算　　定　　方　　法
比較査定対象ネットワーク費用 （供給販売費 労務費、電力料、水道料、使用ガス費、消耗品費、運賃、旅費交通費、通信費、保険料、賃借料、委託作業費、試験研究費、教育費、たな卸減耗費、貸倒償却、雑費等 一般管理費（事業税（地方法人特別税を含む。）を除く。））	以下により算定した補正適正コストとする。 Ａ．実績コスト 実績単価（平成24年度から平成26年度までの託送収支計算書等を用いて計算した当該一般ガス事業者が行う一般ガス導管事業等に相当する事業に要する導管１キロメートル当たりの単価（労務費等に係るものに限る。）であって、経済産業大臣が別に告示する値をいう。以下この⑴において同じ。）に原価算定期間の各事業年度に含まれる３月末の導管総延長の合計を乗じて得た額とする。 Ｂ．基準コスト 基準単価（平成22年度から平成26年度までの託送収支計算書等を用いて計算した当該一般ガス事業者が行う一般ガス導管事業等に相当する事業に要する導管１キロメートル当たりの単価（労務費等に係るものに限る。）を基に、各一般ガス事業者の経営形態の類似性等を勘案して分類したグループごとに回帰分析を行うことにより求めた導管１キロメートル当たりの単価（労務費等に係るものに限る。）であって、経済産業大臣が別に告示する値をいう。以下この⑴において同じ。）に原価算定期間の各事業年度に含まれる３月末の導管総延長の合計を乗じて得た額とする。 Ｃ．適正コスト 実績コストと基準コストとの比較により、以下のとおり算定する。 １）実績コスト≦基準コストの場合 適正コスト＝実績コスト ２）実績コスト＞基準コストであって、基準コストと実績コストとの差が▲８％以内の場合 適正コスト＝基準コスト ３）実績コスト＞基準コストであって、基準コストと実績コストとの差が▲８％超の場合 適正コスト＝実績コストの▲８％に相当する額 Ｄ．経営効率化目標額の設定 託送収支規則第５条の規定により整理された託送収支規則様式第３第２表の平成27年度当期超過利潤累積額を経営効率化目標額とする。 Ｅ．補正適正コスト 適正コストから経営効率化目標額を控除し、以下のとおり算定する。 １）（適正コスト－経営効率化目標額）と実績コストとの差が▲８％以内の場合 補正適正コスト＝（適正コスト－経営効率化目標額） ２）（適正コスト－経営効率化目標額）と実績コストとの差が▲８％超の場合 補正適正コスト＝実績コストの▲８％に相当する額

㈱　事業開始時期の関係で託送収支実績が存在しない場合にあっては、「Ｂ．基準単価」を「Ａ．実績単価」とみなすこととする。

⑵　個別査定対象ネットワーク費用（需給調整費）

項　　目	算　　定　　方　　法
需給調整費	以下のＡ及びＢの合計額とする。 Ａ．調整力コスト １）適正コストの算定 適正単価に原価算定期間の必要調整力（㎥／時）（※１）の合計を乗じて得た額とする。この場合の適正単価とは、実績単価（平成24年度から平成26年度までの営業費明細表等を用いて計算した当該一般ガス事業者の一時間当たりのガスの製造能力に係る費用であって、経済産業大臣が別に告示する値をいう。以下この⑵において同じ。）と基準単価（平成22年度から平成26年度までの営業費明細表等を用いて計算した当該一般ガス事業者の１時間当たりのガスの製造能力に係る費用を基に、各一般ガス事業者の経営形態の類似性等を勘案して分類したグループごとに回帰分析を行うことにより求めた１時間当たりのガスの製造能力に係る費用であって、経済産業大臣が別に告示する値をいう。以下この⑵において同じ。）の比較により、以下のとおり算定する。 ①　実績単価≦基準単価の場合 適正単価＝実績単価 ②　実績単価＞基準単価であって、基準単価と実績単価との差が▲８％以内の場合 適正単価＝基準単価 ③　実績単価＞基準単価であって、基準単価と実績単価との差が▲８％超の場合 適正単価＝実績単価の▲８％に相当する額 ２）事業報酬相当額の算定 以下の算式により算定するものとする。 「製造設備簿価」×「原価算定期間の必要調整力（㎥／時）の合計」÷「過去３年平均のピーク時生産実績（※２）」×事業報酬率 この場合の製造設備簿価とは、ガスの製造に係る資産に係る簿価であって経済産業大臣が別に告示する値とし、事業報酬率は別表第１第２表に規定する方法により算定した値とする。 ３）法人税等相当額の算定 以下の算式により算定するものとする。 「原価算定期間中の平均資本金額に適正な配当率を乗じて得た配当金及び利益準備金を基礎として算定した適正な金額」×「製造部門におけるレートベース」÷「ガス事業に係るレートベース」×「原価算定期間の必要調整力（㎥／時）の合計」÷「過去３年平均のピーク時生産実績」 ４）調整力コストの算定 適正コスト、事業報酬相当額及び法人税等相当額の合計値とする。 Ｂ．振替供給コスト １）振替供給単価の算定 以下の算式により算定するものとする。 「調整力コスト」÷「原価算定期間の必要調整力（㎥／時）の合計」